

貴自治体名 西尾市

懇談日時 10月24日(金) 午前・午後 10時30分～12時00分

懇談会場 41会議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

## 2014年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

### 【1】1. 税の滞納について 担当課(収納課)電話(0563-56-2111)FAX( )

- ② 納整理マニュアルはありますか ( )ある (○)ない  
 ②滞納者の件数( 11,852)件  
 ③滞納者のうち地方税法第15条(納税緩和措置)の適用について(2013年度)  
 1)徴収の猶予について 申請件数(0)件 許可件数(0)件  
 2)換価の猶予の適用件数(3)件  
 3)滞納処分の停止の適用件数(5,470)件  
 ④地方税滞納整理機構に引き継いだ件数(2014年4月1日現在)(0)件  
 ⑤地方税滞納整理機構に引き継ぎをする基準

- (1) 原則として、個人住民税の滞納があり、他の市町村税(法人市町民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税及びその他の市町民税)と併せた滞納額の本税額が50万円以上である事案で、かつ、徴収が困難と認められるもの  
 (2) 滞納処分の対象となる財産を有するなど、納税資力があると認められるもの  
 (3) 滞納者の住所または所在地が愛知県内にあるもの  
 (4) その他次のいずれにも該当するもの  
 ア滞納者の住所が明らかなるもの  
 イ時効が完成していないもの  
 ウ執行停止相当でないもの  
 エ徴収猶予または換価猶予中でないもの  
 オ納付または納付の受託中でないもの  
 カ課税不備・督促状未発付でないもの  
 キ不服申立または訴訟中でないもの

- ⑥少額でも滞りなく分納している納税者も地方税滞納整理機構に引き継ぐか  
 (○)引き継ぐ ( )引き継がない

## 【2】1. 生活保護

## 担当課(福祉課)電話(0563-65-2116)FAX(0563-56-0112)

- ① 生活保護の申請件数とその保護件数について  
 2013年度相談件数 (607)件、申請件数 (63)件、そのうち保護開始件数 (58)件  
 ② 2014年4月1日時点の受給世帯数と人数 (424)世帯 (606)人  
 ③生活保護基準引き下げに伴い運動する制度について、該当するものに○印をし、人数をご記入ください

	制 度	人 数
○	介護保険料	0人
○	高額介護サービス費利用負担上限額	0人
○	自立支援医療の負担上限	0人
○	障害福祉サービスの負担上限	0人
○	医療保険の自己負担限度額	0人
○	保育料	0人
	特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	児童入所施設措置の徴収金	人
	小児慢性特定疾患治療研究事業の自己負担限度額	人
	地方税の費課税基準	
○	国民健康保険の保険料(税)	
○	国民健康保険の一部負担金の減免基準	
	生活福祉資金の貸付対象基準	
	基準最低賃金	
	その他(下欄に具体的にご記入ください)	

--

※以下は市のみお答えください

④生活保護担当職員(ケースワーカー)及び1職員(ケースワーカー)当たりの担当受給者について

	生活保護担当職員について			1職員当たりの担当受給者数	
	正規職員数	生保担当の平均在任年数	非正規職員数	世帯数	人数
2013年4月1日現在	7人	1年3カ月	0人	64世帯	91人
2014年4月1日現在	7人	1年3カ月	0人	61世帯	87人

⑤生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ある ない

「ある」場合 配置している人数(1人)※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月(20)年(4)月

その職員が担当している業務(生活保護相談(暴力対応)及び同行訪問等)

「ない」場合 今後の計画は(ない) ある 検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数( 年 月)( )人

⑥生活困窮者自立支援のための事業について

1)実施しているものに○印をつけてください。※今年度実施している事業はありません。

( )自立相談支援事業 ( )住宅確保給付金の支給 ( )就労準備支援事業

( )一時生活支援事業 ( )家計相談支援事業 ( )学習支援事業

( )その他(記述: )

2)運営形態について ( )直営 ( )委託 → 委託先( )

3)就労訓練事業(中間的就労)の実施箇所数 ( )カ所

2. 介護保険及び高齢者福祉施策 担当課(長寿課)電話(0563-56-2111)FAX( )

①保険料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ない ある→実施年月(平成15年4月)2013年度実績(12)件(229,400)円

③利用料の市町村独自の低所得者への減免措置がありますか。

( )ない ある→実施年月(平成13年4月)2013年度実績(708)件(6,142,426)円

④特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (415)人(平成26年4月現在)

⑤介護給付費準備基金について

2012年度末の残高(453,674)千円

2013年度末の残高(455,153)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入

⑥地域包括支援センター設置数(7)箇所 直営( )箇所、委託(7)箇所

職員配置人数(38)人 正職員(27)人、非正規職員(10)人

⑦住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日(平成17年4月1日) 2013年度実績(486)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑧福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日(平成17年4月1日) 2013年度実績(612)件

( )検討中である ( )実施の予定がない

⑨高額介護サービス費の受領委任払い制度を実施していますか。

( )実施している → 実施年月日( 年 月 日) 2013年度実績( )件

( )検討中である (実施の予定がない

⑩配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	( )実施している ( )していない ( )検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	月～金曜日 昼食 週5日以内
	1日平均利用者数(2013年度)	総延べ食事数(9,164)食÷年間配食日数(238)日 =1日当たり平均(38.5)食
	1食あたりの助成額	所得に応じて、450円または300円
	1食あたりの利用者負担額	所得に応じて、300円または400円

会食方式	実施の有無	( )実施している (○)していない ( )検討中である
	実施回数(週〇回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2013年度)	
	1食あたりの助成額	

⑩独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
対象事業の名称	西尾市にこやか収集
対象者の要件	市内に居住しており、次のいずれかに該当し、かつ、親族や近隣在住者等の協力を得ることが困難であり、自力でごみ等を排出することが困難である世帯。 (1) 高齢者の世帯(65才以上で要介護・要支援等の認定を受けている一人暮らしの世帯) (2) 身体障害者の世帯(身体障害者手帳の所持者で一人暮らしの世帯) その他市長が適当と認める世帯
1ヵ月平均利用者実数(2013年度)	140人

⑪住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	(○)助成制度がある ( )助成制度はない ( )検討中である		
制度内容	(○)介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額 介護保険の残額の2分の1の枠を上限に、最大9万円		
	利用者実数(2013年度) 142人		
	( )介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
助成額		利用者実数(2013年度)	

⑫ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

高齢者の方の見守りについては、緊急通報システムの設置、配食サービス及びシルバーカード調査(ひとり暮らしか高齢者のみの自宅に伺う調査)を、実施しております。

⑬高齢者や障がい者への、外出支援のための施策について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

地域巡回バス	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
	地域巡回バスの名称	六万石くるりんバス
	利用料	高齢者(歳以上)(100)円、障がい者(無料)円 一般(100)円、子ども(小学生以下)(無料)円
	その他特記事項	75歳以上の運転免許返納者については無料乗車証を交付
	2013年度の運行実績	104,024人
タクシー代助成	実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
	各対象者の要件及び助成内容	
	高齢者	車を所有していない、75歳以上のひとり暮らし
	障がい者	
	要介護認定者	認定要件なし
	2013年度の助成実績	2014年7月より実施

⑭宅老所・街角サロンなどの高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

実施の有無	(○)実施している ( )していない ( )検討中である
実施事業の名称	宅老所事業
助成対象	委託料
助成金について	金額(20万)円 → ( )年額 ( )月額 (○)1回のみ
助成箇所数	7箇所

⑮介護認定者の障がい者控除の認定について

- 1)認定書の発行枚数(2013年度実績)は (419)枚
- 2)認定書は(○)毎年発行している  
( )1回発行すれば翌年以降も使える
- 3)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を自動的に送付していますか。  
(○)申請書を送付している → 2013年度(1,681)件  
( )認定書を送付している → 2013年度( )件  
( )自動的には送付していない。
- 4)認定書の発行の条件  
( )介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している  
( )介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している  
( )医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している  
(○)介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している  
( )次のような方法で判断している( )
- ⑯介護保険サービス利用人数について (4,719)人(平成26年2月現在)
- ⑰介護保険支給限度基準額超過者の人数について (把握なし)人( 年 月現在)
- ⑱施設入所前健康診断費用の助成について ( )助成している (○)助成していない
- ⑲紙おむつ、衛生用品の費用助成について (○)助成している ( )助成していない
- ⑳介護保険における通院時の院内介助について ( )認めている (○)認めていない
- ㉑入院時の介護保険のヘルパー派遣について (○入退院付き添い)認めている ( )認めない
- ㉒新しい総合事業について
- 1)「多様な主体による多様なサービス」について想定されるものをご記入ください  
現在未定。想定として、実施中の事業のうち、ボランティアに事業委託している宅老所事業を通所型サービスBに、また、新たにボランティアを募り、生活支援を目的とした訪問型サービスBを実施できないか検討中。
- 2)実施する場合の市町村(広域連合)の体制についてご記入ください (担当課、担当職員数、想定される委託先・連携先等)  
長寿課 地域支援担当 6名

- 3. 高齢者医療など** 担当課(保険年金課)電話(0563-65-2105)FAX( 56-0062)
- ①後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。  
(○)対象にしている ( )縮小して対象にしている ( )県基準どおりにした
- ②上記①以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。  
後期高齢者福祉医療受給者で、自立支援医療受給者証の所持者及び精神疾病で入院加療を受けている方の保険診療による自己負担分を支給している。
- ③2014年8月1日現在の対象者  
後期高齢者医療被保険者 (19, 107)人  
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (3, 052)人  
内 ひとり暮らし非課税者(367)人  
　　その他の県基準を上回る市町村独自対象者(77)人
- ④後期高齢者医療について  
保険料滞納者数(42)人 短期保険証発行人数(0)人  
差し押さえ(2013年度)件数(3)件、金額(54, 880)円

- 4. 子育て支援策** 担当課( )電話(0563-56-2111)FAX( )
- ※2014年9月1日現在をご記入ください。
- ①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入く

ださい。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払いの区分、所得制限など)【保険年金課】

入院外のみで、対象者を6歳到達年度末の翌日から15歳到達年度末までとし、保険診療による医療費の自己負担分を現物給付にて支給している。なお、所得制限はありません。

②就学援助【学校教育課】

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

- (○)入学説明会 ( )入学式 ( )始業式 (○)ホームページ (○)市広報  
( )その他 ( )

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の( )倍

認定についての対象基準は申請時の該当用件と、その用件に該当しない場合等については、特別支援教育就学奨励費負担金の測定方法を基に判定している。所得が需要額の1.05倍以下という基準で判定し、生活状況が急変した世帯については、直近3ヶ月の収入状況も考慮し判定している。

3)生活保護基準引き下げに対して、どのような対応をされましたか。

- ( )就学援助認定基準を引き上げた → 【2013年度 倍 → 2014年度 倍】

( )何もしていない

- (○)その他(下欄にご記入ください)

特別支援教育就学奨励費の需要額に準じて対応している。

4)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ( )円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ( )円

5)申請書の受付先 ( )市町村窓口 ( )学校 (○)市町村窓口と学校のどちらも可

6)民生委員の証明は必要ですか (○)必要である ( )必要ない

7)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2013年度	2014年度
受給者数	516人	528人
受給割合	3.5%	3.5%
支給額	36,297,408円	52,842,000円

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。

※2014年度の支給額は見込み額をご記入ください。

8)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ( )現物支給 (○)償還払い ( )その他

9)就学援助の項目について

(○)学用品費 ( )体育実技用具費 ( )入学準備金 (○)通学用品費 ( )通学費

(○)修学旅行費 (○)クラブ活動費 (○)生徒会費 (○)PTA会費 (○)給食費

(○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費

(○)日本スポーツ振興センター掛け金 ( )めがね・コンタクトレンズ ( )卒業記念品

(○)その他 ( )

③学校給食について(2014年度)【教育庶務課】

1)給食費未納の児童・生徒も含め、全員が学校給食を食べられていますか。

(○)食べられている ( )未納者には給食支給を停止している ( )その他

給食費未納の児童・生徒への学校、自治体の対応(例:就学援助をすすめるなど)

就学援助をすすめる。児童手当での納入を行う。

2)給食費への自治体独自の補助などの施策(例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

3)給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの 給食費
		直営	委託	直営	委託	

小学校	26校	6校	9校	11校	0校	240円
中学校	10校	2校	5校	2校	0校	270円

④児童虐待の現状と対応並びに早期発見、未然防止対策について(2013年度)【家庭児童支援課】

- 1)件数(2,853)件 対応職員(5)人、うち専門職(5)人
- 2)専門職の職種について (0)児童福祉司 (0)社会福祉士 (0)臨床心理士 (0)保健師  
(4)保育士 (1)その他(精神保健福祉士)

3)現状に対する課題

市民からの通報とともに、関係機関からの要支援家庭について連絡が多くなってきた。関わる家庭は保護者に精神疾患があつたり、親子ともども発達の問題を抱えています。経済的困窮があつたりするため、対応職員も幅広い知識が必要となり職員の資質の向上が課題。

4)未然防止、早期発見・対応、啓発活動等に関する実施施策について

広報啓発活動が必要

⑤保育について【子ども課】

1)児童福祉法第24条1項の自治体義務を果たすために施策を具体的にご記入ください。

幼児期の教育・保育及び地域の子育て支援事業における需要見込み量、提供体制の確保については、ニーズ調査の結果を踏まえ、市の子ども・子育て会議の委員に意見を聞きながら、計画策定中である、子ども・子育て支援事業計画の中で定めています。

保育園・幼稚園の整備計画についても、子ども・子育て支援事業計画の中で検討していきます。

2)条例制定において、国からの基準条例案以上に定めたところをご記入ください。

【家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例】

- ◆小規模保育事業(A型)の職員数 → 1~2歳児5人につき1人
- ◆小規模保育事業(B型)の職員数 → 1~2歳児5人につき1人
- ◆定員20人以上の事業所内保育事業の施設の面積 → 乳児室は1人につき3.3平方メートル以上
- ◆事業所内保育事業の職員数 → 1~2歳児5人につき1人

5. 国民健康保険 担当課(保険年金課)電話(0563-56-2111)FAX( )

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

区分	定義	2012年度	2013年度	2014年度
保 險 料 ・ 稅 率	所得割 旧但し書き額	× (7.0)%	× (7.0)%	× (7.0)%
	資産割 固定資産税額	× (25)%	× (25)%	× (25)%
	均等割 加入者1人につき	27,000円	27,000円	27,000円
	平等割 1世帯につき	26,700円	26,700円	26,700円
1人当たり調定額(平均保険料)		91,836円	96,742円	96,036円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額		17,040円	16,108円	6,575円

※2014年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②モデルケースの保険料について

下記のモデルケースでの国民健康保険料(2014年度・年額)をお書きください。なお、世帯員で後期高齢者医療制度に移行されたケースでの軽減措置はないものとして計算してください。なお市民方式の場合は人的控除は扶養控除と配偶者控除のみとし、①②とも妻の所得は0円とします。さらに資産割が有る場合は固定資産税5万円で計算してください。政令軽減がかかった後の金額でおねがいします。

世帯所得		100万円	200万円	300万円
①現役40歳代夫婦と未成年の子ども2人の4人世帯	医療分	67,300円	109,900円	180,100円
	介護分	10,800円	23,000円	38,400円
	後期高齢者支援分	13,900円	32,100円	51,300円
②65歳以上74歳以下で年金生活高齢者夫婦のみ2人世帯	医療分	28,000円	65,300円	150,200円
	後期高齢者支援分	8,700円	20,300円	45,800円
③65歳以上74歳以下で年金生活者・独居世帯	医療分	20,800円	67,600円	126,200円
	後期高齢者支援分	7,800円	20,600円	42,800円

### ③保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

国民健康保険税の軽減に該当する納税義務者で、被保険者均等割額及び世帯別平等割額のみを課税される場合

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

世帯主及び当該世帯に属する被保険者の前年中の総所得金額が300万円以下で、当該世帯の生計の中心となっていた被保険者が失業し、又はその事業を廃止し、若しくは休止したことにより、当該年における総所得金額の見込額が前年中の総所得金額の10分の5以下に減少すると認められる場合

### ④資格証明書 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 資格証明書は交付していますか。 ( ) 交付していない ( ) 交付している → (79) 世帯

2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。

( ) 必ず面談している ( ) 面談がなくても交付する場合がある ( ) その他

3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ど�数

世帯数(15)世帯 内、乳幼児(4)人、小学生(15)人、中学生(6)人、高校生世代(4)人

上記のうち、6ヶ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ど�数

世帯数(0)世帯 内、乳幼児(0)人、小学生(0)人、中学生(0)人、高校生世代(0)人

4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。

( ) 国の基準どおり実施している

( ) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している

( ) 高校生世代以下の子どものいる世帯

( ) 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯

( ) 病弱者のいる世帯

( ) 次の場合は、交付対象から除外している。

5) 資格証明書発行世帯で緊急時の短期保険証への切り替えについての基準をご記入ください。

医療費が高額でかつ長期継続する状況になった場合は、面談を行い状況を勘案し行う

### ⑤短期保険証 ※2014年8月1日現在でご記入ください。

1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数

※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く

・1ヶ月以内( )人 ・2ヶ月( )人 ・3ヶ月( )人 ・4ヶ月( )人

・5ヶ月( )人 ・6ヶ月(2,467)人 ・1年( )人 ・その他( )

2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

保険証一斉更新時に前年度以前の国民健康保険税に未納がある者に発行している。

3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。

( ) 通常の保険証と同じ

( ) 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど( )

### ⑥保険料(税)滞納者への差押えについて(2013年度)

1) 差し押さえの基準(納税折衝後、分納等不履行、財産があるにもかかわらず自主納付しない。)

2) 分納者への対応(納税折衝後、分納等不履行、財産があるにもかかわらず自主納付しない。)

3) 予告通知書の発行(226)件

4) 差押え件数 不動産(43)件 預貯金(220)件 生命保険(13)件(内学資保険(0)件)

その他(24)件(所得税還付金15件、給与3件、固定・過誤納金1件、個人年金1件、損害保険3件、税額変更による還付1件)

5) 競売などによる現金化 (1)件 (21,200)円

⑦国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2014年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (243) 人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0) 人
- 3) その他

--

⑧国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。  
 実施している       検討中である       実施の予定がない
- 2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。  
 設けている       検討中である       設けていない
- 3) 2013年度の減免件数 (0) 件 減免金額 (0) 円

⑨高額療養費について

- 自動払いしている       申請書を送付している       通知ハガキのみ送付している

⑩国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開       公開していない       公開している
- 2) 運営協議会委員の公募枠       ない       ある → ( ) 人

**6. 障害者施策 担当課(福祉課)電話(0563-65-2115)FAX(0563-56-0112)**

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)【福祉課】

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	182	53	15.8
重度訪問介護	1	499	499
行動援護	1	15	15
同行援護	19	33	14.4

②地域生活支援事業の移動支援【福祉課】

支給者数(254)人 最多支給時間数(64)時間 平均支給時間数(12.9)時間

③訪問系サービスの支給基準 (あり) (なし)【福祉課】

④計画相談支援の8月利用実績 (95) 人【福祉課】

2014年度中の完全実施の見込み (あり) (なし)

計画相談支援実施上の問題点があればご記入ください

専門職員の確保が困難である。

⑤障害支援区分の二次判定変更率について(8月時点) (15.1)%【福祉課】

障害程度区分の二次判定変更率について(2013年度) (38.5)%

⑥障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について【福祉課・長寿課】

- 1) 介護保険適用時の障害者本人の「利用意向・状況」聞き取り調査について  
 行っている ⇒(担当者若しくは相談支援事業者が本人に会って状態把握をしている。)  
 行っていない
- 2) 障害福祉サービス固有のものと認められるものの判断について、「障害者自立支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」1-(2)-②-イに例示されたサービスに限定しているか。  
 限定している  
 独自で判断している ⇒(具体的に )
- 3) 65歳間近の方の障害福祉サービス(居宅系)支給決定期間について  
 65歳誕生日の前々日までを障害福祉サービス支給期間としている。  
 65歳到達後数カ月余裕を持たせている。⇒(誕生日の末日まで)月  
 その他 ⇒(具体的に )
- 4) 要介護認定申請が遅れた場合の対応について  
 65歳到達時点ですべての障害福祉サービスを打ち切る  
 要介護認定申請の勧奨を行い、要介護認定結果ができるまで障害福祉サービスを支給する。

( )その他 ⇒(具体的に)

)

- ⑦ 院時の院内介助について ( )認めている (○)認めていない【福祉課】  
 ⑧ 院時のヘルパー派遣について ( )認めている (○)認めていない【福祉課】

## 7. 健診事業

担当課(健康課)電話(0563-57-0661)FAX(0563-54-7888)

\*2014年度の実施状況をご記入ください。

\*受診率については2013年度の実施状況

- ①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類	実施方式	個別方式		集団方式		受診率
		自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診	個別・集団	無料	可・不可	無料	可・不可	40.56%
がん検診	胃がん	個別・集団		可・不可	1,000円 対象年齢のみ無料	可・不可 16.2%
	大腸がん	個別・集団		可・不可	500円 対象年齢のみ無料	可・不可 21.1%
	肺がん	個別・集団		可・不可	無料	可・不可 29.8%
	子宮がん	個別・集団	無料	可・不可 対象年齢のみ	1,000円 対象年齢のみ無料	可・不可 22.1%
	乳がん	超音波	個別・集団	可・不可	1,000円	可・不可 18.1%
	一	マンモグラフィー	個別・集団	無料	可・不可 対象年齢のみ	1,000円 対象年齢のみ無料
前立腺がん		個別・集団		可・不可	500円	可・不可 27.8%
歯周疾患		個別・集団	無料	可・不可		可・不可

- ②乳がん検診(マンモグラフィー)時の視触診について

(○)実施している ( )実施していない

- ③40歳未満の住民を対象にした特定健診に準じた一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ( )特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる  
( )実施していない

- ④歯周疾患検診の対象年齢・回数

( )節目年齢に限定せず毎年受けられる ( )40・50・60・70歳の年に受けられる  
(○)その他(20歳以上の方を対象に毎年受けられる)

## 8. 任意予防接種の助成

担当課(健康課)電話(0563-57-0661)FAX(0563-54-7888)

- ①助成を実施または予定している自治体のみご記入ください。

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
成人用肺炎球菌	①愛知県後期高齢者医療被保険者 ②生活保護世帯及び中国残留邦人等支援給付受給世帯に属する者で75歳以上若しくは65歳以上で一定の障がいのある者 ただし、5年以内にこの予防接種を受けたことのある者は除く。	上限3,000円(生活保護世帯、中國残留邦人等受給世帯、住民税非課税世帯は上限8,000円)	医療機関による円	平成25年7月1日
おたふくかぜ		円	円	
ロタウィルス		円	円	
B型肝炎ウイルス		円	円	

- ②成人用肺炎球菌ワクチン助成について、10月からの国の定期接種化では、年度ごとに5歳刻みで対象となるため、人によっては助成対象となる年度が4年後となります。市町村独自助成との調整はどういうふうにされる予定ですか。

任意予防接種を継続して実施していく予定です。

**【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。**

※2013年9月以降の提出分をご記入ください。

国:【企画政策課①、・保険年金課②、④・長寿課③、⑥・市民病院管理課⑤・福祉課⑦】

県:【保険年金課①、②・福祉課③】

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	②「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	③介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤医療制度改善を求める意見書・要望書	2014年 3月 17日
	⑥介護・福祉労働者の待遇改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦生活保護引き下げに反対する意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

**【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。**

- ① シケート【1】2の①の「滞納整理マニュアル」【収納課】
- ② 介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【長寿課】
- ③ アンケート【2】1の⑯の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【長寿課】
- ④ アンケート【2】1の⑰の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書【福祉課】
- ⑤ 就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)【学校教育課】
- ⑥ 国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2013年度)【保険年金課】
- ⑦ 国保一部負担金の減免に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)【保険年金課】
- ⑧ アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2013年9月以降の提出分)  
【全問の各担当課】

☆ご協力ありがとうございました